

久留米広域合併協議会第12回会議追加資料

- ・ 1市4町地方税における収納率(限年度)及び前納報奨金制度、納税組合制度について P 1
- ・ 1市4町国民健康保険税(料)における収納率(限年度)及び前納報奨金制度、納税組合制度について P 2
- ・ 久留米市と退職手当組合の退職手当制度について P 3
- ・ 広報紙の発行経費について P 4
- ・ 赤ちゃん祝い金について P 5

1市4町地方税における収納率（現年度）
及び前納報奨金制度、納税組合制度について

市 町 名	区 分	1 2 年 度	1 3 年 度	1 4 年 度	前納報奨金制度	納税組合制度
久 留 米 市	調定額（千円）	32,148,454	31,604,230	31,338,090	無	無
	収 納 額（千円）	31,236,230	30,597,851	30,304,703		
	収 納 率	97.2%	96.8%	96.7%		
田 主 丸 町	調定額（千円）	1,629,266	1,638,243	1,611,506	有	有
	収 納 額（千円）	1,609,665	1,619,683	1,589,125		
	収 納 率	98.8%	98.9%	98.6%		
北 野 町	調定額（千円）	1,435,245	1,383,830	1,332,131	有	無
	収 納 額（千円）	1,393,982	1,344,351	1,296,666		
	収 納 率	97.1%	97.1%	97.3%		
城 島 町	調定額（千円）	983,715	980,649	1,018,051	有	有
	収 納 額（千円）	962,837	955,045	986,714		
	収 納 率	97.9%	97.4%	96.9%		
三 瀧 町	調定額（千円）	1,245,237	1,267,211	1,287,306	有	有
	収 納 額（千円）	1,235,109	1,253,701	1,265,761		
	収 納 率	99.2%	98.9%	98.3%		

（注）国民健康保険税（料）は除く。

（注）久留米市の14年度分は、見込みによる。

1市4町国民健康保険税（料）における収納率（現年度）
及び前納報奨金制度、納税組合制度について

市 町 名	区 分	12年度	13年度	14年度	前納報奨金制度	納税組合制度
久留米市	調定額（千円）	6,406,694	6,476,101	6,536,828	無	無
	収納額（千円）	5,909,272	5,944,915	6,008,976		
	収納率	92.2%	91.8%	91.9%		
田主丸町	調定額（千円）	900,200	891,249	885,092	無	有
	収納額（千円）	873,997	861,089	851,585		
	収納率	97.1%	96.6%	96.2%		
北野町	調定額（千円）	458,254	463,027	473,931	無	無
	収納額（千円）	432,106	436,567	445,572		
	収納率	94.3%	94.3%	94.0%		
城島町	調定額（千円）	365,486	374,249	365,130	無	有
	収納額（千円）	351,403	357,828	345,635		
	収納率	96.1%	95.6%	94.7%		
三潴町	調定額（千円）	362,374	385,827	401,525	無	有
	収納額（千円）	350,444	371,906	383,039		
	収納率	96.7%	96.4%	95.4%		

（注）久留米市の14年度分は、見込みによる。

久留米市と退職手当組合の退職手当制度について (協定項目「9 一般職の職員の身分の取扱い」関係)

1. 福岡県市町村職員退職手当組合の概要

職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理するために設立された、地方自治法第 284 条に基づく一部事務組合。

県内 24 市 72 町村のうち、7 市(旧町時からの継続加入)・64 町村が加入。

2. 退職手当の財源・支給方法

久留米市は、各年度ごとに退職者数に応じた退職手当額を予算化(一般財源)し、市の条例の規定に基づき支給している。

退職手当組合は、加入する市町村から毎年度定率で徴収する負担金(事務費含む)と、各年度の収支差額を積み立てた基金とを財源とし、組合の条例に基づき支給している。

3. 退職手当支給率の比較

それぞれの条例に定められた退職事由別の支給率(1 年あたり)は、次のとおり同じである。

区分	該当する退職事由・勤続年数	久留米市	福岡県市町村職員退職手当組合
普通退職	<ul style="list-style-type: none"> ・自己都合(勤続 25 年未満) ・定年(勤続 20 年未満) ・勤奨(勤続 20 年未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上 10 年以下 100 / 100 ・11 年以上 20 年以下 110 / 100 ・21 年以上 24 年以下 120 / 100 自己都合(勤続 20 年未満)は減率 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上 10 年以下 100 / 100 ・11 年以上 20 年以下 110 / 100 ・21 年以上 24 年以下 120 / 100 自己都合(勤続 20 年未満)は減率
長期勤続退職	<ul style="list-style-type: none"> ・自己都合(勤続 25 年以上) ・定年(勤続 20 ~ 25 年未満) ・勤奨(勤続 20 ~ 25 年未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上 10 年以下 125 / 100 ・11 年以上 20 年以下 137.5 / 100 ・21 年以上 30 年以下 150 / 100 ・31 年以上 125 / 100 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上 10 年以下 125 / 100 ・11 年以上 20 年以下 137.5 / 100 ・21 年以上 30 年以下 150 / 100 ・31 年以上 125 / 100
整理退職等	<ul style="list-style-type: none"> ・整理退職 ・定年(勤続 25 年以上) ・勤奨(勤続 25 年以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上 10 年以下 150 / 100 ・11 年以上 20 年以下 165 / 100 ・21 年以上 30 年以下 180 / 100 ・31 年以上 150 / 100 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以上 10 年以下 150 / 100 ・11 年以上 20 年以下 165 / 100 ・21 年以上 30 年以下 180 / 100 ・31 年以上 150 / 100

4. 参考

新市としての退職手当組合への対応については、現在、財政面への影響を含め検討を行っている。

選 択 肢	1 市 4 町 の 対 応	必 要 と な る 財 政 負 担
退職手当組合へ加入する。	久留米市が新たに組合へ加入する。	退職手当組合の条例に規定する加入負担金を支払う。
退職手当組合へは加入しない。	田主丸町、北野町、城島町、三潴町が組合を脱退する。	脱退時までの負担金総額と退職手当支払総額とを比較し、その差額について清算を行う。

広報紙の発行経費について

事 項	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
発 行 日 (年間発行回数)	毎月1・15 日(24回)	毎月10日 (12回)	毎月第2火 曜(12回)	毎月1・15 日 (24回)	毎月5日 (12回)
平均発行部数/回	83,150 部	6,300 部	5,030 部	3,980 部	4,900 部
平均ページ数/回	18P	14P	16P	16P	16P
14年度決算(見 込)額	27,769 千円	4,501 千円	2,026 千円	3,610 千円	1,411 千円
印刷製本費	17,953 千円	4,501 千円	2,026 千円	3,610 千円	1,329 千円
配送・仕分費	9,816 千円	0千円	0千円	0千円	82千円
1部当り平均単価 (印刷のみ)	13.9円 (9.0円)	59.5円 (59.5 円)	33.6円 (33.6 円)	37.8円 (37.8 円)	24.0円 (23.7 円)

赤ちゃん祝金について

1. 北野町の状況 【平成14年度決算】

続柄	人数	支給額(千円)	決算額(千円)
第3子	16	300	4,800
第4子	6	400	2,400
第5子以降	3	500	1,500
合計	25		8,700

2. 基礎データ

平成14年度出生数

久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	合計
2,625人	172人	122人	92人	133人	3,144人

福岡県出生順位別出生割合

*平成13年度保健統計年報より

第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上	合計
48.1%	36.0%	12.8%	2.4%	0.7%	100%

3. 新市における試算

【ケース1】 現行の支給額 とした場合	続柄	推計人数()	支給額(千円)	試算額(千円)
	第3子	403	300	120,900
	第4子	76	400	30,400
	第5子以降	22	500	11,000
	合計	501		162,300

【ケース2】 支給額を1/3 とした場合	続柄	推計人数()	支給額(千円)	試算額(千円)
	第3子	403	100	40,300
	第4子	76	134	10,184
	第5子以降	22	167	3,674
	合計	501		54,158

【ケース3】 支給額を1/2 とした場合	続柄	推計人数()	支給額(千円)	試算額(千円)
	第3子	403	150	60,450
	第4子	76	200	15,200
	第5子以降	22	250	5,500
	合計	501		81,150

() 推計人数は、出生数の合計数に出生順位別出生割合を乗じて算出。